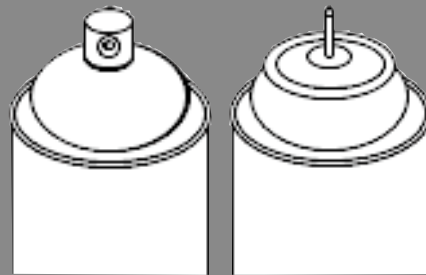


# 4月から スプレー缶 カセットボンベ の分別・出し方が変わります



スプレー缶などの出し方については、多くの自治体が「必ず屋外で穴を開け、ガスを抜いてから廃棄」としてまいりました。しかし、屋内での穴開けが原因と見られる火災事故が後を絶たず、全国的に処理方法を見直す動きが出てきています。こうした状況や、町が昨年開催した「ごみ分別収集に係る説明会」での皆さんからの声を受けて検討した結果、4月からスプレー缶などの『分別と出し方』を変更することにしました。

## ① 分別の区分が変わります 燃やせないごみ→「スプレー缶類」

3月まで『燃やせないごみ』として分別していたスプレー缶やカセットボンベですが、4月から新たに『スプレー缶類』として分別していただくことになります。

## ② 出し方が変わります 燃やせないごみ袋→「中身が分かる袋」

3月まで『燃やせないごみ袋(黄色の袋)』で出していたスプレー缶やカセットボンベは、4月から穴を開けなくても構いませんが、必ず中身とガスを出し切り『中身が分かる袋(レジ袋など)』に入れ、マジックなどで「スプレー」と表示して出してください。

## ③ 収集日が変わります 燃やせないごみの日→「第3の各曜日」

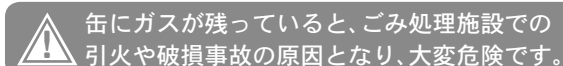
3月まで『燃やせないごみの日』に出していた、スプレー缶やカセットボンベですが、4月からは第3の各曜日に収集している『資源ごみ(白色発泡スチロール・白色トレイ・ダンボール)』と同じ日に『スプレー缶類』を収集しますので、この日に出してください。

※収集は月1回となります。詳しい収集日は、ごみ収集年間スケジュールでご確認ください。

### ◆◆◆◆◆ 出すときの注意点 ◆◆◆◆◆

#### その1 必ず中身とガスを出し切る！

スプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を使い切った後、ガス抜き機能が付いている製品は、それを活用するなどし、安全な方法でガスを抜く。(※ガス抜きは火気のない屋外で！)



#### その2 出す前に振って確認する！

スプレー缶やカセットボンベを振って音を確認する。  
※「シャカシャカ」や「チャブチャブ」と音がしたら、まだ中身が残っています。

#### その3 レジ袋などに入れて出す！

燃やせないごみ袋ではなく、中身が分かるレジ袋などに入れ、必ずマジックで「スプレー」と書いて出す。

#### その4 収集は月1回のみ！

収集は第3の各曜日のみ。(※忘れずに出しましょう)

#### その5 キャップはプラごみなどへ！

キャップなど外せる物は外して、適正に分別する

### ご存じですか？ 『ガス抜きキャップ』

ガスを出し切るための、ガス抜きキャップが付いている製品があります。

例

① ボタンを外す。

② キャップを置く。

③ キャップの穴にノズルを差し込む。

※他にもさまざまなタイプの物があります。  
注意書きを必ず読みましょう。

### ガス抜きのワンポイント

屋外でガス抜きをする際は、いらなくなった布や新聞紙などを敷いたりすると、周りが汚れず、環境にも優しいです。

## 事前登録で 緊急時の出産を 手助けします！

# 妊婦安心 サポート 事業



もうすぐ出産。「町内には出産施設がないけど、急にお産が始まったらどうしよう」「急に陣痛が始まったり、体調が急変したりしたとき、家族が不在だったらどうしよう」。不安をお持ちの妊婦さんも多いと思います。

町では「妊婦安心サポート事業」を始めます。事前に、妊婦さんの出産にかかる情報を登録することで、緊急時に担当医師の指示のもと、速やかに出産予定の医療機関に搬送することができるというものです。

安心して新しい家族を迎えることができるよう、ぜひ、ご利用ください。

### ▶ 対象

町内在住の妊婦さんで登録を希望される方(里帰り出産のため、弟子屈町にお住まいの妊婦の方も登録可能です)

### ▶ 登録方法

「妊婦情報事前登録者届出書」を役場健康推進課に提出してください。登録情報を弟子屈・川湯消防署に連絡します。登録後「妊婦安心サポート登録番号等確認書」を送付します。

※「妊婦情報事前登録者届出書」は、町公式サイト(<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp>)からダウンロードできます。

### ▶ 利用方法

- ① 強い痛みや出血がある！お腹に強い張りがある！陣痛、破水など出産の兆候がある！でも、病院に行く手段がない…。
- ② ①のような状況のとき、かかりつけの医療機関へ連絡し、救急の指示をもらってください。  
※急激な体調の変化で医療機関に連絡できない場合は、直接119番通報をしてください。
- ③ 119番へ通報し「妊婦安心サポートに登録している〇番の〇〇〇〇ですが、急に陣痛が始まったので、救急車をお願いします」と伝えてください。救急車で出産予定医療機関に搬送します。

### ▶ 注意点

- ① 救急車を利用できるのは、緊急時に自力で医療機関を受診できない場合です。
- ② 搬送先は出産予定医療機関となりますが、出産予定医療機関と連絡を取った上で、搬送先が変更となる場合があります。
- ③ 冬期間、吹雪などの悪天候時には搬送できない場合があります。
- ④ 万が一、救急車内での出産となった場合、救急隊員がお手伝いさせていただきますので、ご理解をお願いします。

### ▶ その他

- ① 緊急車両での搬送となりますので、救急車の適正利用にご協力ください。
- ② 登録をした場合、必ず担当医師や医療機関にお知らせください。
- ③ 町内で転居した場合、町外に転出した場合、出産された場合は、登録の変更・削除をしますので、役場健康推進課健康推進係にご連絡ください。
- ④ 登録いただいた個人情報は救急対応のみに使用し、出産予定日から1カ月を経過した時点で登録情報を抹消します。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)